糸魚川市農業委員会 議事録		
開催日	令和3年6月30日(水) 午前9時30分から午前10時34分	
会議場所	糸魚川市民会館 3階会議室	
出席委員	【農業委員(出席 16 名、欠席 3 名)】 出席委員:1 番齊藤健一郎委員、2 番片山敏隆委員、3 番大島博委員、4 番恩田正平委員、5 番園田岳彦委員、6 番松澤一久委員、7 番米原文明 委員、8 番荻野輝道委員、9 番鷲澤茂雄委員、10 番伊藤眞一委員、12 番 井上二郎委員、13 番齋藤登委員、14 番稲葉淳一委員、15 番齋藤清美委 員、17 番川内敏夫委員、18 番松澤隆一委員 欠席:11 番福田幸生委員、16 番川合次夫委員、19 番樋口佐登子委員 【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席 16 名、欠席 2 名)】 出席委員:1 番伊藤力委員、3 番渡邉甚一郎委員、4 番木嶋昇委員、5 番 相澤厚夫委員、6 番松木秀夫委員、7 番猪又則雄委員、8 番伊井一夫委 員、9 番山岸寛幸委員、11 番加藤政人委員、12 番小島隆委員、13 番山 本民男委員、14 番田中清委員、15 番日馬吉雄委員、16 番山﨑順一委員、 17 番草間芳隆委員、18 番白澤実委員 欠席:2 番加藤保委員、10 番猪又正巳委員	
出席職員	木島農業委員会事務局長、星野同次長、水島同係長、伊藤同主査、石曽根同主査(書記)	
説明等のた め出席した 者の職氏名	産業部農林水産課農業支援係中村係長、同農村振興係山本主事	
署名委員	議長	
	8番 委員	
	9番 委員	

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて

No.10~No.11 2件

報告第2号 農地の休耕及び増反届について

No.4~No.8 5件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

No.42~No.49 8件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

No.5008~No.5010 3件

議 第2号 農用地利用集積計画案について

No.62~No.68 7件

日程第4 その他 ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

会議の経過概要		
発言者	発言要旨	
議長	お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、11番福田幸生委員、16番川合次夫委員、19番樋口佐登子委員の3名です。なお、本日は推進委員にも出席を要請しています。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。	
	日程第1=議事録署名委員の指名について	
議長	日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶものあり]	
議長	異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、8番荻野輝道委員、9番鷲澤茂雄委員を指名いたします。	
	日程第2=報告事項	
議長 石曽根主査	< 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。 説明いたします。1頁をご覧ください。 10番西海地区の件ですが、平牛地内の2筆192㎡について、駐車場	
	敷地になっております。 11番能生谷地区の件ですが、大道寺地内の1筆165㎡について、山林になっております。	

議長

以上で、説明を終わります。

只今の報告に対するご質問·ご意見をお受けいたします。

「「なし」と呼ぶものあり〕

議長

異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承 認することに決しました。

<報告第2号 農地の休耕及び増反届について>

議長

水島係長

報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 説明いたします。2頁をご覧ください。

4番浦本地区の件ですが、中宿地内の2筆491 m について、休耕地 を畑として活用するものです。

5番上早川地区の件ですが、北山地内の5筆622 m²について、労力 不足のため休耕するものです。

6番根知地区の件ですが、根小屋地内の3筆511 m2について、労力 不足のため休耕するものです。

7番能生谷地区の件ですが、島道地内の6筆4,829 m²について、労 力不足のため休耕するものです。

8番能生谷地区の件ですが、島道地内の2筆128 m²について、労力 不足のため休耕するものです。

以上で、説明を終わります。

只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

「「なし」と呼ぶものあり〕

異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり 承認することに決しました。

議長

議長

議長

水島係長

<報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について>

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明 を求めます。

説明いたします。3頁をご覧ください。

42番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の2筆375 m²について、耕 作に不便なため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

43番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の2筆375 m2について、耕 作に不便なため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

- 4 -

44 番西海地区の件ですが、来海沢地内の3筆553 ㎡について、災害により耕作不能となったため解約するものです。

45番西海地区の件ですが、来海沢地内の3筆553 m²について、災害により耕作不能となったため解約するものです。

46番大野地区の件ですが、大野地内の2筆320㎡について、農地転用のため解約するものです。

47番大野地区の件ですが、大野地内の2筆320㎡について、農地転用のため解約するものです。

48番能生谷地区の件ですが、島道地内の6筆4,829 m²について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。

49番能生谷地区の件ですが、島道地内の2筆128 ㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。

以上で、説明を終わります。

只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

[「なし」と呼ぶものあり]

異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり 承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。

日程第3=付議事項

<議第1号 農地法第5条の規定による許可申請について>

議第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。

説明いたします。5頁をご覧ください。

5008番大和川地区の件ですが、厚田地内の1筆198㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、市道正山線沿いの場所です。申請人は、教職員住宅に居

議長

議長

議長

議長

伊藤主査

住しており、将来の生活を考慮して、住宅を建築したいものです。農地の区分は、エー(ア)-b-(a) (住宅などが連たんしている区域。) に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。 5009番大野地区の件ですが、大野地内の2筆320㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、市道小坂線沿いの場所です。申請人は、現在の自宅は通行が不便な小高い場所に位置し、利便性の高い申請地に住宅を建築したいものです。農地の区分は、エー(ア)-b-(a) (住宅などが連たんしている区域。) に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5010 番磯部地区の件ですが、筒石地内の1筆116 ㎡について、物置敷地のための、永年の使用貸借権設定です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、市道筒石宮ノ平4号線近くの場所です。申請人は、自宅の物置が手狭になったため住宅用物置を建築したいものです。農地の区分は、h-(ア)(農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

以上で、説明を終わります。

只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。

[地区委員より「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。

<議第2号 農用地利用集積計画案について>

議第2号 農用地利用集積計画案について説明を求めます。 説明いたします。6頁をご覧ください。

62番下早川地区の件ですが、上覚、四ツ屋地内の2筆944 mについて、借り受けて規模拡大するものです。

議長

議長

議長

議長 石曽根主査 63番上早川地区の件ですが、土塩地内の4筆2,509 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

64番上早川地区の件ですが、土塩地内の4筆4,464 ㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

- 65番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の2筆6,738 m²について、借り受けて規模拡大するものです。
- 66番大野地区の件ですが、大野地内の4筆3,054㎡について、借り受けて規模拡大するものです。
- 67番能生谷地区の件ですが、藤後地内の1筆2,234 m²について、借り受けて規模拡大するものです。
- 68番下早川地区の件ですが、五十原地内の7筆8,922.73 ㎡について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議願います。

只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

農地売買支援事業について教えていただきたいのですが、売りたい 方がいたとしても、買い手が決まっていないと受けてもらえないので しょうか。

強化法の特例事業で、所有者から農地中間管理機構が買い取って、 担い手に所有権移転をするというものです。所有権移転を受けるのは 誰でも可能というわけではなくて、基本的には担い手に対して集積す るという事業ですので、主に認定農業者が対象になります。メリット としては、登記を農地中間管理機構が代行すること、また、売り手の 方は所得税等が軽減されることなどです。

所有してまで耕作するという担い手は少ないので利用権設定の受付の割合が多いですが、農地を手放したいという方と所有権を受け耕作したいという担い手の意見が合致した場合に有効な制度です。

その他ご質問・ご意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。

〔地区委員より「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。

議長

6番松澤委員

伊藤主査

議長

議長

議長

議長

以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて日程第4のその他に入ります。

日程第4=その他

議長

ア 次回農業委員会の日程について

7/30(金) 定例総会 午前9:30~ 市役所201・202会議室

イその他

議長

他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。